

委託業務評価要領

1 業務の名称

県・市町村協働保健事業に係る委託業務

2 内容

県は、県・市町村協働保健事業に係る委託業務について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託する。

3 条件

業務委託仕様書による。

4 審査委員

鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会運営要綱に掲げる者

5 評価基準

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価内容ごとに、評価基準に従い評価を行い、その評価点に乗数を乗じて得たものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

審査委員（5名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価内容	評価基準	乗数	配点		
目的	・事業実施目的を正しく理解し、企画提案書に反映されていること。	・評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。	1	5点		
分析業務	・健康課題、高額医療費支出者層の分析手法が適正であること。		3	15点		
	・分析に必要なデータ項目が適正であること。		評価点	評価基準	1	5点
	・医療費適正化額の推計手法が適正であること。		5点	非常に優れている	2	10点
	・保健事業コンサルティングの業務に資する分析結果であること。		4点	優れている	3	15点
	・分析業務結果の見本が理解し易いこと。		3点	標準的である	2	10点
			2点	劣る	1	5点
業務遂行能力に関する事項	・責任者及びスタッフの配置、実施体制、スケジュールの設定が適正であること。		1点	非常に劣る	1	5点
	・大学・研究機関の助言を受ける体制があること。		2		2	10点
	・保健事業の提案実績があること。		1		1	5点
	・その他、過去に本業務と同様又は類似の業務実績があること。	2		2	10点	
見積価格	・最低見積価格を提示した者は10点とし、それ以外の者は以下の計算式で算出される点数とする。 なお、予算額を超える見積は失格とする。	$10 \times \left[\frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該見積価格}} \right]$	1	10点		
	※ 小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。					
合計				100点		

6 最優秀提案者の選定方法

(1) 5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(2) 採点した結果、複数の提案者が同一の得点で1位となった場合、審査会の各委員が1位とした人数の多い提

案者を1位とする。1位の数が同数であれば、2位の人数を比較することとし、さらに同数であれば3位以下について同様に比較して採用者を決定する。

なお、すべてが同数であれば、経費の金額が最も低い提案者を採用することとし、金額が同じ場合は、該当する提案者について、審査委員が再度審査を行い、採用者を決定する。

7 その他

- (1) プレゼンテーションで使用する資料は、提出期限までに県に提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。
- (2) プレゼンテーションに参加しない提案者から提出された企画提案書は審査しないこととする。